

平成26年4月 貸金業法施行令等改正

― グループ会社間融資（キャッシュマネジメントシステムを含む）、JV企業への貸付けの促進 ―

3月24日に貸金業法施行令等が改正され、4月1日から施行されます。一定のグループ会社間で行われる貸付けについて、貸金業規制の適用が除外されます。今回の改正はキャッシュマネジメントシステムの構築に資することを目的としたものですが、それ以外のグループ会社間の資金融通全般について規制が緩和されます。

また、一定の合弁事業における株主から合弁会社への貸付けについても、あわせて貸金業規制の適用除外とされました。

改正に至る経緯

グループ会社（親子・兄弟会社）間の貸付けについては、従来は、貸金業規制の適用除外とする旨の規定が設けられていませんでした。そして、金融庁のパブリックコメントに対する回答¹及び法令適用事前確認手続（いわゆるノーアクションレター手続）に基づく照会に対する回答²を根拠に、総議決権の過半数を保有する親会社とその子会社との間の資金融通については原則として貸金業規制が適用されないが、議決権保有割合が50%以下の場合や、兄弟会社間の資金融通については、貸金業規制が適用されると理解されてきました。

近年、会社グループにおけるキャッシュマネジメントシステムが著しく高度化しています。例えば、余剰資金を有する会社の口座から他のグループ会社の口座に余剰資金を集約し、一方で資金が不足する他のグループ会社の口座に余剰資金を送金するという資金配分を自動的に行うフィジカル・キャッシュ・プーリングを行うことで、グループ内での機動的な資金調達が可能になります。しかし、グループ間の貸付けに対しても貸金業規制が適用されてしまうと、会社グループとして最適なキャッシュマネジメントシステムを構築するにあたっての妨げになるとの指摘がなされていました。

合弁事業における株主から合弁会社への貸付けについては、限られた場合³を除き、原則として貸金業規制が適用されると理解されてきました。これに対しては、合弁会社の資金ニーズに十分に答えられていないとの指摘がなされていました。

今般の改正は、こうした議論を踏まえ、一定のグループ会社間等で行われる貸付け及び株主等による合弁会社等への貸付けについて、貸金業規制の適用除外とするものです。

改正の概要

本改正により、以下の貸付けについては、貸金業規制の適用除外となりました。

¹ 平成20年12月2日付金融庁「平成20年金融商品取引法等の一部改正に係る政令案・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」における「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」58、59頁

² 平成13年9月3日付照会・同年10月28日付回答、平成18年7月10日付照会・同年7月21日付回答、平成20年5月29日付照会・同年6月26日付回答、平成23年12月2日付照会・同年12月27日付回答

³ 平成25年11月14日付照会・同年11月26日付回答参照

- 1) 会社等（一定の組合を含む）と当該会社等が「財務及び事業の方針の決定を支配している」会社等で構成される、会社等のグループに属する会社等の間で行われる貸付け（すなわち、一定の親子・兄弟会社等間の貸付け）
- 2) 株主又は出資者による合併事業を行う会社等への貸付けのうち、全ての株主又は出資者の同意に基づくものであり、かつ、貸付けを行う会社等が合併事業を行う会社等の議決権の 20%以上を保有している場合の貸付け

1)の「財務及び事業の方針の決定を支配している」会社等とは、以下の者をいいます⁴。

- (a) 他の会社等の議決権総数の過半数を自己の計算において所有している場合の、当該他の会社等
- (b) 他の会社等の議決権総数の 40%以上を自己の計算において所有している場合であって、以下に掲げるいずれかの要件に該当する場合の、当該他の会社等
 - i. 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において密接な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる、又は同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権と合わせて、他の会社等の議決権の過半数を所有していること
 - ii. 他の会社等の取締役会等の機関について、その構成員の過半数が、自己の役員、自己の業務を執行する社員若しくは自己の使用人又は過去にこれらであった者⁵であること
 - iii. 自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること
 - iv. 他の会社等の資金調達額⁶の総額に対する、自己（及び自己と密接な関係のある者）が行う融資等⁷の総額の割合が、50%を超えていること
 - v. その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること

上記(a)及び(b)の「自己」には、自己が財務及び事業の方針の決定を支配している会社等を含みます。よって、例えば、子会社が上記の基準で支配している孫会社や、親会社保有分と子会社保有分を合わせて議決権保有割合が 50%を超える会社等も、親会社が「財務及び事業の方針の決定を支配している」会社等に含まれることになります。

なお、上記(a)及び(b)により画される会社等の範囲は、会社法における子会社の範囲と以下の点で異なります。

⁴ 財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除きます。また、破産手続等の倒産手続の決定を受けた会社等又はこれに準ずる会社等であって、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除きます。

⁵ 当該他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限り、

⁶ 貸借対照表の負債の部に計上されているものに限り、

⁷ 債務の保証及び担保の提供を含みます。

- 会社法における子会社には、上記(a)、(b)のほか、自己の計算において議決権を所有していない会社も含まれることがあります（会社法施行規則 3 条 3 項 3 号。以下「3 号子会社」）。しかし、3 号子会社は、今回の規制緩和の対象から外されています。すなわち、貸金業規制の除外を受けるグループ会社は、40%以上の議決権が親等の計算で所有されている必要があることとなります。
- 特別目的会社については、会社法上は子会社に該当しない場合についての推定規定が存在します（会社法施行規則 4 条）。しかし、新貸金業法施行規則に同様な規定は存在しないことから、特別目的会社も上記(a)又は(b)の関係がある限り、原則として「財務及び事業の方針の決定を支配している」会社等に該当することとなります⁸。

なお、ここでの「貸付け」には、貸付けそのもののほか、金銭の貸借の媒介も含まれます⁹。よって、例えば、上記の意味でのグループ会社間の金銭の貸借を、当該グループに属する別の会社が媒介する行為も、貸金業から除外されると解されます。媒介については下記「今回の改正で明らかになった事項」もご参照下さい。

上記 1)の親子・兄弟会社等との間の貸付け、2)の合併事業を行う会社等への貸付けのいずれについても、会社のみならず、組合及び国内外のこれらに準ずる事業体に相当するもの間で行われる貸付けも、適用除外の対象となっています。したがって、例えば、外国会社が、同一のグループに属する日本の子会社に対して貸付を行う場合も、貸金業規制の適用除外となります。ただし、上記 1)の親子・兄弟会社等との貸付けとの関連では、会社グループ内の資金の効率化を図るという改正の趣旨から、組合は組合員全員が法人（外国法人を含む）であるものに限定されています。

今回の改正で明らかになった事項

今回の改正におけるパブコメ回答は、キャッシュマネジメントシステム及び合併事業以外の局面についても、いくつかのプラスの影響を及ぼすことが期待されます。

例えば、パブコメ回答 3 頁 7 番・8 番では、グループ会社に貸付けを実行した後、当該グループ会社との資本関係が消滅した場合について論じていますが、①関係消滅により既存の貸付けに貸金業規制が適用されることにはならない、②関係消滅後の新規の貸付けには貸金業規制が適用される、③関係消滅後の既存の貸付けの条件変更は、更改（民法 513 条）にあたる場合など、新たな貸付けにあたり認められる場合でなければ、貸金業規制の適用除外となり得るとしています。③の考え方は、主に金融機関から譲り受けた債権の条件変更等の局面において、従来から解釈上唱えられていたところですが、パブコメ回答によりその考え方が支持されたものといえます。

パブコメ回答 5 頁 12 番では、親会社の子会社（借入人）のために貸付人と交渉する場面について、貸付人がグループ内の会社でなくても金融機関であれば、他に特段の事情がない限りは、親会社に貸金業登録は不要との考えが示されています。この事案の親会社の行為は貸付けの媒介であるところ、媒介は「借り手と貸し手の間に立って、両者を当事者とする法律行為の成立に尽力する行為」¹⁰ですので、論理的には、上記の事案では親会社と貸付人の間にもグループ会社関係が必要とも思われます。しかし、パブコメ回答は、貸付人が金融機関である限りは、親会社が専ら子会社のためにする媒介行為に貸金業登録は不要としました。

⁸ 平成 26 年 3 月 18 日付金融庁「『貸金業法施行令等の一部を改正する政令（案）』等に対するパブリックコメントの結果等について」における「コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」（以下「パブコメ回答」）7 頁 17 番

⁹ 貸金業法 2 条 1 項、パブコメ回答 5 頁 11 番

¹⁰ 上柳・大森「逐条解説貸金業法」商事法務（平成 21 年）52 頁

さらに、パブコメ回答 9 頁 22～25 番では、合弁事業を行う会社等への株主等による貸付けに必要な他の株主等の同意に関して、株主間契約に貸付けについての規定があらかじめ盛り込まれていれば同意にあたるとした上で、同意の内容について、基本的には貸付けを行うこと自体についての同意があれば足り、必ずしも貸付条件の詳細をあらかじめ全て取り決めることまでは要しないとしています。今後の株主間契約のドラフティングにあたり、留意すべき事項といえます。

本改正により、グループ会社間のキャッシュマネジメントシステムをはじめとした一定のグループ会社間等で行われる貸付け及び株主等による合弁会社等への貸付けについて、貸金業の登録が不要となり、貸金業取扱主任者の設置や貸付時の書面交付等の負担もなくなります。これにより、資金需要者に対する適切な資金供給が実現されるようになることが期待されます。

お問い合わせ先

記事に関する詳細又はその他のお問い合わせは下記の者にご連絡ください。



岡本雅之
(おかもとまさゆき)
パートナー

T: +(81 3) 5561 6665
E: masayuki.okamoto
@cliffordchance.com



高山泰之
(たかやまやすゆき)
カウンセラー

T: +(81 3) 5561 6621
E: yasuyuki.takayama
@cliffordchance.com



中村統吾
(なかむらとうご)
アソシエイト

T: +(81 3) 5561 6317
E: togo.nakamura
@cliffordchance.com

本稿はテーマとなる題材に関して一般的な解説を行うことを目的としており、全ての側面を網羅するものではありません。又、本稿は、法律その他のアドバイスをを行うものではありません。

クリフォードチャンス法律事務所
外国法共同事業

〒107-0052 東京都港区赤坂 2 丁目 17 番 7 号赤坂溜池タワー 7 階

© Clifford Chance 2014
Clifford Chance Law Office (Gaikokuho Kyodo Jigyo)

www.cliffordchance.com

Abu Dhabi ■ Amsterdam ■ Bangkok ■ Barcelona ■ Beijing ■ Brussels ■ Bucharest ■ Casablanca ■ Doha ■ Dubai ■ Düsseldorf ■ Frankfurt ■ Hong Kong ■ Istanbul ■ Jakarta* ■ Kyiv ■ London ■ Luxembourg ■ Madrid ■ Milan ■ Moscow ■ Munich ■ New York ■ Paris ■ Perth ■ Prague ■ Riyadh ■ Rome ■ São Paulo ■ Seoul ■ Shanghai ■ Singapore ■ Sydney ■ Tokyo ■ Warsaw ■ Washington, D.C.

* Linda Widjati & Partners in association with Clifford Chance.

TOKYO-1-294096